

証券コード：4427
2023年12月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ14階
株式会社EduLab
代表取締役社長 廣 實 学

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点でのご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、当日会場において、運営スタッフのマスク着用、株主様におけるアルコール消毒液噴霧のためのお声がけ等の措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。株主総会にご出席いただけない場合、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

・当社ウェブサイト

<https://www.edulab-inc.com/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、トップページより「投資家情報」「株式について」「株主総会」「第9期定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（銘柄名「EduLab」又は証券コード「4427」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は3頁から4頁にご案内のとおり書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年12月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2023年12月22日（金曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス3階カンファレンス
※昨年と会場を変更しておりますので、お間違えのないようご注意ください。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1.第9期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第9期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.edulab-inc.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

従いまして、本株主総会招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年12月22日（金曜日）
午後2時（受付開始：午後1時30分）



書面で議決権を行使される場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

印刷後

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

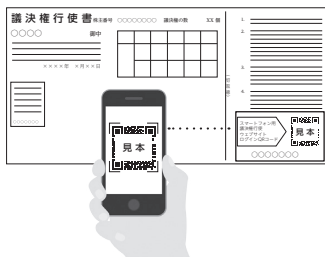
書面及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

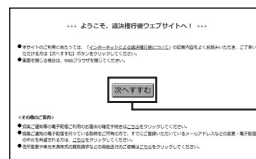
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

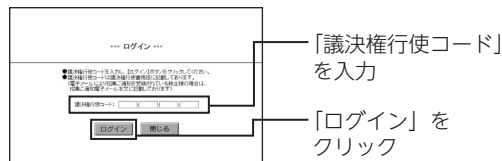
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

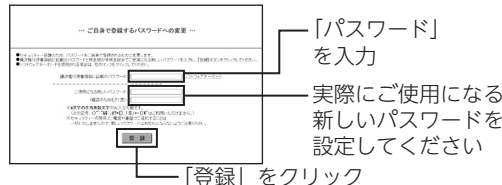
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2022年10月 1 日から
2023年 9 月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

国内教育市場においては、GIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人に1台端末が整備され、教育のICT化が不可欠となっております。テスト市場全体においては、従来型のペーパー（紙）ベースのテストからコンピューターベースのテスト（CBT:Computer Based Testing）への移行が進みつつあり、学習のオンライン化及びテストのCBT化が加速する傾向が続いております。また、英語教育の低年齢化、リスニング需要の高まり及びデジタル化により、英語に対する教育とテスト需要の拡大も見込まれております。したがって、当社グループが属する教育ビジネス市場は、今後も成長することが見込まれています。

しかしながら、当社グループでは、当連結事業年度において、テストセンター事業及びAI事業において通期業績予想に対する若干の上振れを達成したものの、前事業年度比では、テスト等ライセンス事業、教育プラットフォーム事業、AI事業、テスト運営・受託事業における売上減少により、売上高は減収となり、売上総利益も減益となりました。業務委託費や人件費の削減等により、販売費及び一般管理費は減少しましたが、売上総利益の減少を補いきれず、営業損失は前期比で損失幅が拡大しました。また、主に将来に損失を繰り延べないため第2四半期までに計上したソフトウェア等の減損損失に加えて、訴訟関連費用及び事業構造改革にかかる費用等の引き当てに伴う特別損失の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は損失幅が拡大しました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの経営成績は、売上高 7,061,045千円（前期比 27.6%減）、営業損失 540,391千円（前期は営業損失234,391千円）、経常損失 616,056千円（前期は経常利益100,617千円）、親会社株主に帰属する当期純損失3,105,217千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失818,700千円）となりました。

当社グループとしましては、こうした結果を踏まえながらも、教育ビジネス市場におけるビジネス・チャンスは大きいことから、教育分野における能力測定技術、AI技術、コンピューターやインターネットを用いたテスト及び教育ツールの研究に注力し、特に語学を中心として項目応答理論を用いた正確な能力測定を強みとする「CASEC」に代表される試験の高度化を図ることで、他社との差別化を図ってまいります。また、各種検定・試験のCBTの実施会場であるテストセンターの設置・運営を通して、各種試験のCBT化をシステム及びインフラ提供の両面から推進し、さらに、独自のAI技術を活かし、AI-OCRの拡販、自動採点、自動問題作成等対応範囲の拡大に努めてまいります。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

テスト等ライセンス事業

テスト等ライセンス事業においては、英語スピーキングテストのライセンス収入やオンライン英語テスト「CASEC」の売上減少等により、当該セグメントの売上高は924,370千円（前期比27.1%減）となり、セグメント利益は81,439千円（同69.7%減）となりました。

教育プラットフォーム事業

教育プラットフォーム事業においては、主に当社子会社が特定の顧客に対して提供する語学ラーニングツールの利用に関するライセンス契約が、期間満了日である2023年3月31日付けで終了したことにより、当該セグメントの売上高は1,480,427千円（前期比42.9%減）、セグメント利益は117,271千円（同83.9%減）となりました。

テストセンター事業

テストセンター事業においては、CBT配信受託業務における一部契約終了の影響等を受けたものの、テストセンター利用者数は順調に増加し、当該セグメントの売上高は2,911,257千円（前期比0.4%増）、セグメント利益は335,261千円（同0.4%減）となりました。

AI事業

AI事業においては、外部顧客への手書き文字認識エンジン（AI-OCR）「DEEP READ」のライセンス収入が安定して推移したものの、前事業年度に発生した学力調査関連のライセンス収入の減少等に伴い、売上高は減収となりました。費用面では、自習室事業にかかる販売管理費の減少等により利益率が改善し、当該セグメントの売上高は350,482千円（前期比23.9%減）、セグメント利益は114,607千円（前期はセグメント損失76,729千円）となりました。

テスト運営・受託事業

テスト運営・受託事業においては、前年度に単独で受託した文部科学省による全国学力・学習状況調査（小学校事業）を今年度は再委託機関として受託したこと等により前期比減収となり、当該セグメントの売上高1,433,053千円（前期比47.1%減）、セグメント損失は24,817千円（前期はセグメント利益31,059千円）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、英語教育サービスに加え種々の教育サービスをインターネットの活用を通して広く顧客に提供することを目的として、設備投資を実施しております。

当連結会計年度は、教育プラットフォーム事業、AI事業、テストセンター事業に係るソフトウェアを中心に362,584千円の設備投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2020年 9 月期)	第 7 期 (2021年 9 月期)	第 8 期 (2022年 9 月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2023年 9 月期)
売 上 高 (千円)	7,890,301	10,090,811	9,758,424	7,061,045
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (千円)	689,018	△425,942	△234,391	△540,391
経 常 利 益 (千円)	542,402	350,433	100,617	△616,056
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (千円)	378,363	△5,255,052	△818,700	△3,105,217
1 株当たり当期純利益 又は 1 株 当 たり (円) 当 期 純 損 失 (△)	42.42	△530.41	△81.54	△305.07
総 資 産 (千円)	15,795,959	18,972,760	12,437,892	6,021,579
純 資 産 (千円)	5,814,345	6,171,365	5,035,144	1,884,852
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	626.34	596.07	486.86	179.17

(注) 1. 当社は、特定の顧客との間の一部取引における一連の経緯や価格の妥当性を踏まえた経済合理性を検証するために特別調査委員会が実施した調査の結果等を踏まえて、金融商品取引法の規定に基づき、2016年9月期から2020年9月期までの有価証券届出書及び有価証券報告書、並びに2018年9月期第3四半期報告書から2021年9月期第3四半期までの四半期報告書について一連の訂正を行ったため、財産及び損益の状況につきましては、当該訂正後の金額を記載しております。

2. 上記1. の会計処理に関し、現在当社株主より、過年度の有価証券報告書に虚偽記載があった等として損害賠償を求める訴訟を提起されています。当該訴訟については係争中となりますが、投資家保護の観点から、会計上は保守的な処理を行うため、2023年9月期において、訴訟関連費用引当金繰入額182百万を特別損失として計上しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2020年 9 月期)	第 7 期 (2021年 9 月期)	第 8 期 (2022年 9 月期)	第 9 期 (当事業年度) (2023年 9 月期)
売 上 高 (千円)	1,832,430	1,958,408	1,716,369	1,748,450
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (千円)	430,461	416,759	△4,002	130,009
経 常 利 益 (千円)	419,700	391,346	129,240	209,750
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	268,601	△5,528,641	△1,555,486	△2,770,629
1 株当たり当期純利益 又 は 1 株 当 た り (円) 当 期 純 損 失 (△)	30.11	△558.03	△154.93	△272.20
総 資 産 (千円)	11,939,173	15,947,348	10,112,876	5,702,153
純 資 産 (千円)	5,838,359	5,882,200	4,343,043	1,632,131
1 株当たり純資産額 (円)	643.44	587.03	431.56	159.68

(注) 1. 当社は、特定の顧客との間の一部取引における一連の経緯や価格の妥当性を踏まえた経済合理性を検証するために特別調査委員会が実施した調査の結果等を踏まえて、金融商品取引法の規定に基づき、2016年 9 月期から2020年 9 月期までの有価証券届出書及び有価証券報告書、並びに2018年 9 月期第 3 四半期報告書から2021年 9 月期第 3 四半期までの四半期報告書について一連の訂正を行ったため、財産及び損益の状況につきましては、当該訂正後の金額を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 教 育 測 定 研 究 所	東 京 都 渋 谷 区	千円 73,200	直接 100%	テスト等ライセンス事業 教育プラットフォーム事業 テストセンター事業 テスト運営・受託事業
株 式 会 社 教 育 デ ジ タ ル ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ	東 京 都 渋 谷 区	千円 77,000	直接 100%	教育プラットフォーム事業
Edutech Lab, Inc.	ア メ リ カ 合 衆 国 ワ シ ン ト ン 州	千USD 8,500	直接 100%	テスト等ライセンス事業 テスト運営・受託事業
Edutech Lab AP Private Limited	シ ン ガ ポ ー ル 共 和 国	千円 16,260	直接 100%	テスト等ライセンス事業 教育プラットフォーム事業 テストセンター事業
EduLab Capital Management Company, LLC	ア メ リ カ 合 衆 国 マ サ チ ュ ー セ ッ ツ 州	—	間接 100%	ファンド管理・事務
EduLab Capital Partners I, L.P.	ア メ リ カ 合 衆 国 マ サ チ ュ ー セ ッ ツ 州	千USD 3,029	間接 44%	Edtech企業への投資
DoubleYard Inc.	ア メ リ カ 合 衆 国 マ サ チ ュ ー セ ッ ツ 州	千USD 30	間接 100%	AI事業
JIEM INDIA PRIVATE L I M I T E D	イ ン ド 共 和 国	千INR 63,000	間接 100%	テスト等ライセンス事業 テストセンター事業 テスト運営・受託事業

(注) 株式会社教育デジタルソリューションズは、2023年10月1日に、吸収合併により存続会社である株式会社教育測定研究所に権利義務全部を承継させて解散しました。

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(注) 株式会社旺文社EduLab EDGe Schoolは、2023年5月31日に清算結了しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、今後の業務展開及び経営基盤の強化のため、以下の課題に取り組んでまいります。

① システム開発の強化

当社グループが今後も持続的な成長を果たしていくためには、当社グループが開発したCBTシステムや大規模試験での利用が可能な記述式答案の採点システム等について、市場での優位性を確保するための製品機能の強化が今後も不可欠であると認識しております。

また、当社グループは、AIを用いた手書き文字認識技術（AI-OCR）を活かすための周辺機能の開発及び導入環境の整備や、AIを活用したアダプティブラーニング等を開発してまいりました。

当社グループは、時代の要請により変化する市場と今後も加速するテクノロジーの進歩に素早く対応するため、戦略に即した製品機能の強化、オプション機能の開発等を行い、競合他社との差別化を図ってまいります。

② コンテンツ開発の強化

当社グループが展開するテスト商品及びラーニング商品は、時代の変化に合わせて継続的に新たなテスト問題の作成やラーニングのためのコンテンツ制作を行うことが不可欠です。

また、世の中で必要とされるスキルや能力は変化しており、そのスキルや能力を測定又は習得していくコンテンツの開発力を高めることが重要です。良質なコンテンツを開発することができる経験豊富な人材は限られており、当社グループは、戦略的な採用活動を通して、質の高い人材にアクセスし、優良なテスト及び学習コンテンツの開発・提供を進めることで、商品の競争力を高めてまいります。

③ 海外拠点におけるソフトウェア開発やそのメンテナンス、コンテンツ開発、採点業務の生産性と収益性の向上

当社グループは、現在、インドのプネにある自社の開発拠点にて、ソフトウェア開発やメンテナンスを行っております。また、アイルランドのダブリンにて、先端的なAIの開発に取り組んでおります。当社グループはこれらの体制を通じて、グループ全体のシステム開発の生産性の向上を目指してまいります。

さらに、当社グループは、主要サービスである英語関連サービスの更なる品質向上のために、テスト理論や英語教育分野の修士課程修了者を中心に高度な訓練を受けた人材を確保して、英語コンテンツの開発や採点業務を行っております。今後もそうしたナレッジを活かして、収益性の向上を実現してまいります。

④ テストセンター事業の安定的運営と更なる拡大の両立

テスト市場全体において従来型のペーパー（紙）ベースのテストからコンピューターベースのテスト（CBT:Computer Based Testing）への移行が進む中、当社グループは、各種検定のCBTの実施に当たり、その実施会場であるテストセンターの安定的な運営を実現できる体制構築に注力しており、2023年9月末現在で41の直営のテストセンターを運営しております。直営のテストセンターの運営には、テストセンターの賃料や会場運営等に係る固定費の負担が生じますが、今後この事業を一層安定的に運営し、各種検定のCBT化を推進することで、中長期にわたる事業拡大を実現してまいります。

⑤ 株式会社増進会ホールディングスとの連携強化

当社グループは、2022年7月、株式会社増進会ホールディングスとの資本業務提携契約を締結しております。主にテスト分析・コンサルティング、教育機関・法人向け営業の拡充、独自の能力測定技術を活かしたサービスの付加価値向上、AIを活用した採点業務の効率化等の領域において、両社の事業シナジーを活かしたビジネスを拡充し、双方の企業価値向上を目指してまいります。

⑥ AI-OCR技術である「DEEP READ」やAI自動採点技術である「DEEP GRADE」の事業応用とAI技術の活用領域の充実

各種学力調査は、「知識・技能」を中心に問う手法から「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価する手法へと移行しつつあり、記述式の出題が増加する傾向にある一方、これに伴う採点費用も増加しています。当社グループは、ディープラーニングに基づくAI技術を用いた高精度な手書き文字認識技術「DEEP READ」を開発し、大規模な学力調査における記述式解答の採点効率化を実現してまいりました。また、この文字認識技術は教育IT分野のみならず他分野にも応用可能であり、これまで保険・金融機関やBPO事業者等、様々な企業・団体において、書類管理業務のDXの一環として活用いただいております。引き続きAPI環境の整備や、多様なユーザーニーズに応える提供形態を整えながら、精度面、機能面、サポート面の更なる強化を図ってまいります。

さらに、2023年9月期より、AI事業の新たな柱として、ChatGPTを活用したAI自動採点ソリューションである「DEEP GRADE」を、教育業界向けに提供開始いたしました。

「DEEP GRADE」は、AIが問題文の意味や出題の意図と実際に書かれた解答の内容を解析し、採点結果を即座に返却するため、採点にかかる工数を大幅に削減することが可能となり、教育業界のDXを推進します。また、採点結果に加えてフィードバックや学習アドバイスを同時に表示することが可能となり、採点だけではなく学習の効率も飛躍的に向上させることが可能となります。

これらの事業を推進するため、当社グループは、子会社DoubleYard Inc.を通じて、優秀なAI人材の確保と研究開発活動に努めております。

⑦ 大型公共プロジェクトの安定的運用

当社グループは、文部科学省が実施する「令和6年度全国学力・学習状況調査を実施するための委託事業（中学校事業）」を受託いたしました。こうした大型の公共プロジェクトを、当社グループの強みであるテスト理論、AI技術や採点システム等を活用して安定的かつ効率的に運用し、収益の安定化を図ってまいります。

⑧ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の更なる強化

当社は、2021年8月より、特別調査委員会を設置し、一連の会計処理について調査を行いました。その後、特別調査委員会による最終報告書の内容を踏まえ、2021年10月15日及び2022年2月28日付にて、過年度に係る有価証券報告書等の訂正を行いました。

これに伴い、株式会社東京証券取引所より、当社株式は2022年4月1日付で「特設注意市場銘柄」の指定を受けましたが、内部管理体制の強化に取り組んできた結果、その取組み内容が評価され、2023年5月20日付で当該指定は解除されております。

当社は、引き続き、内部管理体制の整備・強化を継続するとともに、グループ一丸となって企業価値向上に努めてまいります。

⑨ 人材の確保と育成

当社グループは、今後持続的な成長を図るために、研究開発、事業開発、営業・マーケティング、内部管理の全ての面において、優秀な人材の確保、採用、育成が重要な課題であると認識しております。2023年10月から営業面と商品・サービス開発面を強化した組織体制に移行するとともに、新しい人事制度をスタートさせて、人材の活性化を図ることに加えて、社員への研修・教育制度を整備することで、優秀な人材の確保・育成に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

事業区分	事業内容
テスト等ライセンス事業	語学を中心とした試験サービス・学習サービスを英検協会や大学等の教育機関、民間企業、個人等に提供
教育プラットフォーム事業	会員データベースを土台とした広告事業、メディアサービスの提供・運営
テストセンター事業	公平・公正な環境下でCBTテストの実施を可能とするテストセンターの運営
AI事業	自社で開発したAI技術を用いたソフトウェア及びサービスの提供
テスト運営・受託事業	公的テストの問題作成・システム構築・管理・運営・採点等に関する事業を受託

(6) 主要な事業所 (2023年9月30日現在)

① 当社

本社 東京都渋谷区

② 子会社

前述の(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況に所在地を記載しております。

(7) 使用人の状況（2023年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
テスト等ライセンス事業	143 (6) 名	64名減 (263名減)
教育プラットフォーム事業	24 (1) 名	2名減 (2名減)
テストセンター事業	37 (526) 名	1名増 (52名増)
A I 事業	13 (0) 名	4名減 (4名減)
テスト運営・受託事業	28 (34) 名	4名減 (422名減)
全社（共通）	37 (3) 名	5名減 (5名減)
合計	282 (570) 名	78名減 (644名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理・事業開発・国際業務を担っている者です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37 (3) 名	3名減 (5名減)	43.8歳	3.9年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	699,999千円
株式会社三井住友銀行	470,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	302,500千円
株式会社千葉銀行	200,000千円
株式会社りそな銀行	150,018千円
株式会社SBI新生銀行	150,000千円
三井住友信託銀行株式会社	104,000千円
株式会社商工組合中央金庫	100,000千円

(注) 株式会社三井住友銀行からの借入額は、同行を幹事とする金融機関5行によるシンジケートローンによる借入額です。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループでは、当連結会計年度において、テストセンター事業を中心とした売上の増加や減価償却費の減少があったものの、前連結会計年度に引き続き、営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあります。そのため、当社グループでは継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、親会社株主に帰属する当期純損失3,105,217千円は、将来に損失を繰り延べないための固定資産の減損損失や各種引当金繰入等の非資金支出2,875,379千円で構成されており、また営業損失に対しては、不採算なプロジェクトからの撤退や採算性の高いプロジェクトへの注力による選択と集中を推進するほか、新規の開発計画の見直し、販管費を含めた固定費の削減を継続的に行うことで、収益率の改善と営業キャッシュ・フローの創出を継続的に図り経営基盤の強化・安定に努めております。

資金面においては、主力金融機関と良好な関係を維持しており、継続的な支援が得られるよう取引金融機関と協議し、手元流動資金の確保に努めており、当連結会計年度において3,844,871千円の現金及び預金を確保しており、財務基盤は安定しております。

また、当社は2022年7月29日付「株式会社増進会ホールディングスとの資本業務提携契約の締結、株式の売出し、主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にて開示のとおり、同日付で株式会社増進会ホールディングスとの資本業務提携契約を締結し、株式会社増進会ホールディングスの関係会社となっております。

以上から、当社グループでは、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 株式の状況（2023年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 24,480,000株

(2) 発行済株式の総数 10,228,470株

1. 当事業年度において、新株予約権の行使により、新株式158,000株を発行しております。

2. 発行済株式の総数には、自己株式6,970株を含んでおります。

(3) 株主数 4,610名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社Z E 1 代表取締役 藤井 孝昭	3,008,200株	29.43%
株式会社 旺文社 代表取締役社長 桑川 秀樹	527,825株	5.16%
高 村 淳 一	484,800株	4.74%
松 田 浩 史	482,600株	4.72%
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 丸岡 亨	349,400株	3.42%
関 伸 彦	325,200株	3.18%
株式会社増進会ホールディングス 代表取締役 藤井 孝昭	311,200株	3.04%
株式会社 旺文社 キャピタル 代表取締役 赤尾 文夫	268,400株	2.63%
林 規 生	238,300株	2.33%
曾 我 晋	193,300株	1.89%

（注）持株比率は自己株式（6,970株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況（2023年9月30日現在）

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	廣 實 学	社長兼CEO 株式会社教育測定研究所取締役 株式会社教育デジタルソリューションズ取締役
取 締 役	西 田 紀 子	取締役（国内事業管掌、事業推進室管掌） 株式会社教育測定研究所代表取締役 Edutech Lab, Inc. Director
取 締 役	川 瀬 晴 夫	取締役CFO （経営戦略室管掌、財務経理本部管掌） Edutech Lab, Inc. Director Edutech Lab AP Limited Director Edutech Lab AP PTE LTD Director
取 締 役	清 水 仁	取締役（総務人事本部管掌） 株式会社教育測定研究所取締役 株式会社教育デジタルソリューションズ取締役 三精テクノロジー株式会社社外監査役
取締役（常勤監査等委員）	泉 谷 智	株式会社教育測定研究所監査役 株式会社教育デジタルソリューションズ監査役
取締役（監査等委員）	清 水 恵	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士 横浜ゴム株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	小 柴 美 樹	小柴公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）泉谷智氏、清水恵氏及び小柴美樹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）小柴美樹氏は、公認会計士の資格を有し、長年にわたり監査法人に勤務し監査業務に携わった経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外取締役（監査等委員）泉谷智氏及び小柴美樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 川瀬晴夫氏、清水仁氏及び泉谷智氏は、2022年7月29日に株式会社増進会ホールディングスとの間で締結した資本業務提携契約に基づき、株式会社増進会ホールディングスが指名した取締役であります。当社の取締役選任基準への適合性、当社の事業活動及び経営判断においては、当社は独自に意思決定を行っており、上場会社としての独立性を確保しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実行性を高め、監査・監督機能を強化するために、泉谷智氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6. 当期中の役員の異動等

- (1)当社は、2022年12月22日開催の第8期定時株主総会決議において定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、常勤監査役曾我晋氏、監査役清水恵氏及び小柴美樹氏は、任期が終了し、泉谷智氏が取締役（常勤監査等委員）に、清水恵氏及び小柴美樹氏が取締役（監査等委員）にそれぞれ就任しました。また、同定時株主総会終結の時をもって、取締役関伸彦氏、本坊吉隆氏、永田光博氏、藤井智氏及び今村敬氏は任期満了により退任し、取締役廣實学氏は再任され取締役に就任しました。
- (2)代表取締役廣實学氏は、2022年12月22日に代表取締役社長兼CEOに選任されております。
- (3)取締役西田紀子氏は、2022年12月22日に取締役に選任され、同日をもって取締役国内事業管掌に就任しております。2023年9月30日現在は取締役国内事業・事業推進室管掌に就任しております。
- (4)取締役川瀬晴夫氏は、2022年12月22日に取締役に選任され、同日をもって取締役CFO（特定取締役）経理本部・財務企画本部管掌に就任しております。2023年9月30日現在は取締役CFO（特定取締役）経営戦略室管掌・財務経理本部管掌に就任しております。
- また、2022年12月22日にEdutech Lab, Inc. Directorに就任し、2023年6月14日にEdutech Lab AP Limited Directorに就任し、2023年9月22日にEdutech Lab AP PTE LTD Directorに就任しております。
- (5)取締役清水仁氏は、2022年12月22日に取締役に選任され、同日をもって取締役総務人事本部管掌兼経営戦略室長に就任しております。2023年9月30日現在は取締役総務人事本部管掌に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社における全ての取締役を被保険者とした、会社法（第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年12月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社は、取締役報酬について、株主総会で承認された取締役報酬枠の中で、取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、その答申結果をもとに、取締役会が決定する。社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下、「業務執行取締役」という。）の報酬については、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、中長期的な業績及びコーポレート・ガバナンスへの取組みを反映し、固定報酬としての基本報酬に加えて、株主利益に連動する株式報酬から構成される報酬体系とするが、株式報酬の水準等については検討を続けており、今後開催する株主総会において改めて報酬枠を決議の上、付与することを予定している。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、その監督機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬としての金銭報酬のみとする。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準となるように決定する。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査・監督機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬としての金銭報酬のみとする。監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この条において同じ。）の基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月額固定報酬とし、取締役の担う役割や管掌、専門スキル（スキルマトリクスとの整合性）、過去の実績等の要素を総合的に考慮し、指名・報酬委員会での諮問を経て報酬の客観性、透明性を図るものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、2020年12月23日開催の第6期定時株主総会の決議により、譲渡制限付株式報酬制度を導入した。本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としたものである。監査等委員会設置会社移行後においてもこのような考え方は変わらないものの、その報酬水準等については検討を続けており、今後開催する株主総会において改めて報酬枠を決議の上、付与することを予定している。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、経営環境の変化、各種の外部データ、経営内容等を勘案した上で、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることができ、かつ、優秀な人材の確保が可能となる水準で決定する。5の委任を受けた代表取締役社長は、上記の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の額に対する割合を決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容の決定に関する方針

個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、株式報酬の額及び種類別の報酬割合の決定とする。上記の委任を受けた代表取締役社長は、上記1乃至4の方針に従い、役員の役割及び職責に相応しい水準並びに客観性及び透明性を確保するため、指名・報酬委員会からの答申内容を尊重し、各取締役の評価に基づき個人別の報酬額を決定する。

②監査等委員である取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

(監査等委員会設置会社移行前)(2022年10月1日から第8期定時株主総会(2022年12月22日)終結の時まで)

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	27 (7)	27 (7)	－ (－)	－ (－)	6 (4)
監査役 (うち社外監査役)	6 (3)	6 (3)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	34 (10)	34 (10)	－ (－)	－ (－)	9 (6)

(監査等委員会設置会社移行後) (第8期定時株主総会(2022年12月22日)終結の時から2023年9月30日まで)

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	79 (－)	79 (－)	－ (－)	－ (－)	4 (－)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	19 (19)	19 (19)	－ (－)	－ (－)	3 (3)

- (注) 1.当社は、2022年12月22日開催の第8期定時株主総会決議において定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
- 2.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 3.取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額は、2022年12月22日開催の第8期定時株主総会において年額上限2.5億円(うち、社外取締役分5千万円)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、4名(うち、社外取締役は0名)であります。
- 4.監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年12月22日開催の第8期定時株主総会において、年額上限5千万円とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。
- 5.取締役会は、代表取締役社長兼CEO廣實学に対し各取締役(監査等委員である取締役を除く)の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査等委員泉谷智氏は、株式会社教育測定研究所監査役及び株式会社教育デジタルソリューションズ監査役であります。株式会社教育測定研究所及び株式会社教育デジタルソリューションズは当社の連結子会社になります。
- ・ 監査等委員清水恵氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士であるとともに、横浜ゴム株式会社社外取締役であります。当社と西村あさひ法律事務所・外国法共同事業との間には取引関係がありますが、当社と横浜ゴム株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査等委員小柴美樹氏は、小柴公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 (監査等委員)	泉 谷 智	当事業年度に開催された取締役会29回のうち21回、また監査等委員会9回の全てに出席いたしました。国内外の監査業務に精通している立場から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	清 水 恵	当事業年度に開催された取締役会29回、監査役会3回及び監査等委員会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小 柴 美 樹	当事業年度に開催された取締役会29回、監査役会3回及び監査等委員会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 泉谷智氏については、2022年12月22日開催の第8期定時株主総会において新たに取締役に選任されましたので、取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アリア

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社の一部については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

① 当社及び当社子会社の役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

- (ア) 当社は、当社グループ（当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）が法令・定款及び社会規範を遵守するための「企業倫理規程」を制定し、全社に周知徹底する。
- (イ) 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会及びリスク委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (ウ) 当社のコンプライアンス担当者は、当社の役員、従業員に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (エ) 当社は、内部通報制度を設け、当社の従業員又は外部弁護士が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (オ) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。

（運用状況）

- ・当社は、当社グループ共通の「企業倫理規程」を制定し、電磁的媒体に記録して保存し、取締役及び従業員が常時閲覧可能な状態としております。
- ・当社においては、監督機能の実効性を高めるため専門的知見を有する監査等委員である社外取締役3名を選任しており、当事業年度において、これらの社外役員も出席する取締役会を29回、監査等委員会を9回開催しました。なお、2022年12月22日付で監査等委員会設置会社に移行する前に監査役会を3回開催しました。
- ・コンプライアンス委員会を5回開催し、また全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持に努めました。
- ・リスク委員会を5回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等に努めました。
- ・内部通報制度を設置し、これを社内に周知したほか、反社会的勢力の排除については、株主、役員、従業員及び取引先の全てに対して反社チェックを実施しました。

- ② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
- (ア) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
- (イ) 取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。
- (運用状況)
- ・法令及び「文書管理規程」等に基づいて取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務遂行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録して保存し、取締役が常時閲覧可能な状態としております。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 当社は「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (イ) 当社は、リスク委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (ウ) 当社は、危機発生時には、緊急事態対応体制を取り、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- (運用状況)
- ・当社だけでなく、当社の子会社においても「リスク管理規程」を制定し、当社グループの重大な事故については、速やかに当社にも報告される体制の整備を図っております。
 - ・当事業年度において、リスク委員会を5回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等に努めました。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- (ア) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。
- (イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (ウ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(運用状況)

- ・当社においては、定時及び臨時の取締役会を開催するだけでなく、毎週1回当社グループの経営会議を開催し、経営全般に係る討議や取締役会への付議事項についての事前討議等を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。
- ・取締役会の開催に際して、資料を事前配布し、社外取締役が十分な検討をする時間を確保し、必要に応じて事前説明を行うよう努めております。また、社外取締役に対しては、重要会議の議事、結果を報告しております。
- ・社内申請及び稟議承認のための電磁的なシステムを導入することで、意思決定及び情報共有の迅速化を図っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、財務経理部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (イ) 内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (ウ) 財務企画担当部を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき関係会社の管理を行う。
- (エ) 当社の「企業倫理規程」を、当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。

(運用状況)

- ・当社の取締役及び執行役員等が子会社の取締役・監査役を務め、子会社における業務の適正性を監視できる体制の整備を図っております。
- ・子会社の重要な業務執行については、毎週1回当社グループの経営会議にて報告することとし、子会社の役職員の親会社への報告体制の整備を図っております。
- ・子会社の稟議申請書等の管理は当社において行うこととしております。
- ・子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査を行い、グループ内の情報共有及びグループ内で監査結果を共有しております。

⑥ 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会のその職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該取締役及び従業員の当社の他の取締役からの独立性ならびに当社の監査等委員会の当該取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (ア) 当社は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を置き、同事務局に属する従業員は、専ら監査等委員会の指示に従って、その職務を補助する。
- (イ) 当社の監査等委員会は、その職務の必要に応じて、総務人事部門及び内部監査部門に属する従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。(以下、(ア)の従業員と合わせて監査職務補助者という。)
- (ウ) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査職務補助者に対して、監査等委員会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を執行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
- (エ) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)はあらかじめ監査等委員会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査等委員に相談することを要する。
- (オ) 当社の取締役は、上記(ア)ないし(エ)の具体的な運用の細目を監査等委員会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

(運用状況)

- ・当事業年度において、特定の監査を補助するための従業員は配置しておりませんが、監査等委員会の実施等のサポートとして総務人事本部に複数の担当者を配置しております。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役等及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- (ア) 当社の取締役等は、当社に関する以下に例示する事項等を監査等委員会に報告する。ただし、常勤監査等委員あるいはその指名を受けた監査等委員が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

Ⅰ 経営会議で審議された重要な事項

Ⅱ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

Ⅲ 内部監査に関する重要な事項

Ⅳ 重大な法令・定款違反に関する事項

Ⅴ その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

- (イ) 当社グループ各社の取締役等及び従業員は、上記（ア）のⅡ、Ⅳ及びⅤに関する重要な事実を発見した場合は、第1項（エ）のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査等委員会に直接報告できるものとする。
- (ウ) 上記（イ）に基づき報告を行った取締役等及び従業員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。

(運用状況)

- ・ 監査等委員会に報告するための体制として、常勤監査等委員がリスク委員会及び経営会議に毎回出席していることから、常勤監査等委員より、出席できなかった監査等委員に対して、必要に応じて報告しております。また、コンプライアンス・リスク管理に関しては、当社グループの内部通報規程により内部通報制度を設けており、この制度を社内に周知することで、報告体制が構築されています。

- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(ア) 当社は、監査等委員がその職務の執行に関し、当社に対し、会社法399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(イ) 監査等委員が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

(運用状況)

- ・ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員の請求に基づき速やかに処理を行っております。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (ア) 監査等委員会は、法令に従い、社外取締役監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - (イ) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (ウ) 監査等委員会は、監査法人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - (エ) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- (運用状況)
- ・ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行い、意思疎通を図っております。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (ア) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
 - (イ) 内部統制の体制は、最高責任者を代表取締役社長、統括責任者を内部統制推進室長、部門ごとの部門責任者を「内部統制規程」に定めている。
 - (ウ) 内部統制の構築・更新及び評価の実施にあたっては、基本方針並びに基本計画を策定し、内部監査室はこれに則って内部統制評価を行う。
 - (エ) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
 - (オ) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
 - (カ) 内部監査室は、当社の財務報告に係る内部統制について評価を行い、是正や改善の必要があるときには、その所管部門は、速やかにその対策を講ずる。

(運用状況)

- ・適切な財務報告を確保するため、「内部統制規程」を制定の上、これに従い内部統制体制について運用を行っております。また、2022年2月に内部統制推進室を設置し、その後、内部監査室との連携強化を目的とするため、2023年7月に内部統制推進室を内部監査室に統合することで、グループ企業のコンプライアンス、リスク管理等の内部統制システムの整備・運用を実施しております。

⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (ア) 当社及び当社子会社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切のかかわりを持たず、不当・不法な要求には応じないこととし、「反社会的勢力排除規程」を定め、当社の役員、従業員に周知徹底する。
- (イ) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(運用状況)

- ・当社においては、「反社会的勢力排除規程」を制定の上、これを社内で周知しております。また、「反社会的勢力排除規程」に従って、株主、役員、使用人及び取引先の全てに対して反社チェックを実施し、問題がないことを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,293,842	流 動 負 債	3,659,790
現金及び預金	3,844,871	買 掛 金	261,914
売 掛 金	550,511	短 期 借 入 金	602,500
契 約 資 産	166,281	1 年内償還予定の社債	71,400
商 品	15,794	1 年内返済予定の長期借入金	1,198,186
仕 掛 品	8,436	契 約 負 債	422,854
未 収 法 人 税 等	429,279	受 注 損 失 引 当 金	611
そ の 他	278,668	特 別 調 査 費 用 引 当 金	237,770
固 定 資 産	725,585	訴 訟 関 連 費 用 引 当 金	182,086
有 形 固 定 資 産	0	事 業 構 造 改 革 引 当 金	105,000
建 物 附 属 設 備	0	そ の 他	577,468
工具、器具及び備品	0	固 定 負 債	476,936
無 形 固 定 資 産	0	社 債	35,900
ソ フ ト ウ エ ア	0	長 期 借 入 金	375,831
ソフトウェア仮勘定	0	そ の 他	65,205
そ の 他	0	負 債 合 計	4,136,727
投資その他の資産	725,585	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	178,597	株 主 資 本	2,213,737
繰 延 税 金 資 産	6,791	資 本 金	5,309,320
敷 金 及 び 保 証 金	531,336	資 本 剰 余 金	5,661,482
そ の 他	8,859	利 益 剰 余 金	△8,737,552
繰 延 資 産	2,151	自 己 株 式	△19,513
資 産 合 計	6,021,579	その他の包括利益累計額	△382,314
		その他有価証券評価差額金	△27,788
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△354,526
		非 支 配 株 主 持 分	53,429
		純 資 産 合 計	1,884,852
		負 債 純 資 産 合 計	6,021,579

(2022年10月 1 日から)
(2023年 9 月30日まで)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監查報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,185,875	流 動 負 債	3,498,408
現金及び預金	2,689,704	買 掛 金	312,242
売 掛 金	454,176	短 期 借 入 金	692,500
前 払 費 用	37,219	1年内償還予定の社債	71,400
そ の 他	1,004,774	1年内返済予定の長期借入金	1,198,186
固 定 資 産	1,514,126	未 払 金	285,312
有 形 固 定 資 産	0	未 払 費 用	38,690
建 物 附 属 設 備	0	未 払 法 人 税 等	32,259
工 具 、 器 具 及 び 備 品	0	前 受 金	297,761
無 形 固 定 資 産	0	預 り 金	21,308
ソ フ ト ウ エ ア	0	特 別 調 査 費 用 引 当 金	237,770
ソフトウェア仮勘定	0	訴 訟 関 連 費 用 引 当 金	182,086
投資その他の資産	1,514,126	事 業 構 造 改 革 引 当 金	105,000
関 係 会 社 株 式	512,181	そ の 他	23,891
関係会社長期貸付金	2,122,750	固 定 負 債	571,613
そ の 他	202,832	社 債	35,900
貸 倒 引 当 金	△1,323,638	長 期 借 入 金	375,831
繰 延 資 産	2,151	関係会社事業損失引当金	159,882
社 債 発 行 費	2,151	負 債 合 計	4,070,021
資 産 合 計	5,702,153	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	1,632,131
		資 本 金	5,309,320
		資 本 剰 余 金	6,270,370
		資 本 準 備 金	5,883,849
		そ の 他 資 本 剰 余 金	386,520
		利 益 剰 余 金	△9,916,624
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△9,916,624
		繰 越 利 益 剰 余 金	△9,916,624
		自 己 株 式	△30,935
		純 資 産 合 計	1,632,131
		負 債 純 資 産 合 計	5,702,153

(2022年10月 1 日から)
(2023年 9 月30日まで)

(単位：千円)

[illegible]

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社EduLab
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士 茂 木 秀 俊 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士 山 中 康 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社EduLabの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社EduLab及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社EduLab
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士 茂 木 秀 俊 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士 山 中 康 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社EduLabの2022年10月1日から2023年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集と通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月21日

株式会社EduLab 監査等委員会

常勤監査等委員 泉 谷 智 ㊟

監査等委員 清水 恵 ㊟

監査等委員 小柴 美樹 ㊟

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営資源の有効活用及び業務効率化を目的に、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都渋谷区から東京都港区に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
附 則 （新設）	附 則 <u>（効力発生）</u> 第2条 <u>定款第3条（本店の所在地）の変更は、2024年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、将来の普通配当体制の実現を目指すことを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、これらの減少額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は発行済株式総数及び純資産額を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数や1株当たりの純資産額に影響を与えるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額5,309,320,950円のうち5,219,320,950円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を90,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年4月1日（予定）

なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額5,883,849,863円のうち4,310,782,919円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,573,066,944円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年4月1日（予定）

なお、当社が発行している新株予約権が資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本準備金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

3. 剰余金の処分の内容

上記1.及び2.の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、その他資本剰余金の全額9,916,624,528円を繰越利益剰余金に振り替えて、欠損補填に充当いたします。これにより、振替後の当社のその他資本剰余金の額は0円となり、繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 9,916,624,528円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 9,916,624,528円

(3)剰余金の処分が効力を生ずる日

2024年4月1日（予定）

なお、上記1.及び2.のとおり、当社が発行している新株予約権が資本金又は資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに行使されることにより、その他資本剰余金の額が増加することがあり、その場合、振替後の当社のその他資本剰余金の額は0円に当該増加分を加算した額となります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1 (再任)	ひろ ざね まねぶ 廣 實 学 (1973年9月27日)	1997年4月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2019年11月 当社入社 執行役員 就任 財務企画本部 2019年12月 Edutech Lab AP Private Limited Director 就任（現任） 2020年1月 当社執行役員財務企画本部長 就任 2020年3月 株式会社教育デジタルソリューションズ取締役 就任 2020年7月 株式会社旺文社EduLab EDGe School取締役 就任 2020年12月 当社取締役財務企画本部長 就任 株式会社教育測定研究所取締役 就任（現任） 2021年12月 当社代表取締役社長兼CEO 就任（現任） 株式会社教育測定研究所代表取締役 就任	767株
選任理由 廣實学氏を取締役候補者とした理由は、金融業界における豊富な経験に加え、2021年12月に当社代表取締役社長兼CEOに就任して以来、喫緊の課題であった当社のガバナンス・内部統制の強化及び収益基盤の回復に貢献しており、引き続き足元の厳しい経営状況のもと、当社グループの抱える課題に継続性をもって対処し、今後の当社の企業価値向上を牽引するために、取締役として適任であると判断したためであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
2 (再任)	にし だ のり こ 西 田 紀 子 (1975年1月7日)	2001年4月 セレゴ・ジャパン株式会社 入社 2016年7月 株式会社教育測定研究所 入社 2020年1月 同社執行役員 研究開発本部本部長兼開発1部部長 就任 2020年2月 同社取締役 就任 2021年1月 Edutech Lab,Inc. Director 就任 (現任) 2022年1月 株式会社教育測定研究所 代表取締役社長 就任 (現任) 2022年12月 当社取締役 就任 (現任)	461株
	選任理由 西田紀子氏を取締役候補者とした理由は、2016年に当社の子会社であります株式会社教育測定研究所に入社以降、当社グループの発展に寄与してきた実績を有しており、また、2022年1月には同社の代表取締役社長に就任し、昨年からは当社取締役として、教育業界の高い知見を活かして当社グループの事業全般の強化に取り組み、今後の当社の事業発展のために、取締役として適任であると判断したためであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3 (再任)	かわ せ はる お 川 瀬 晴 夫 (1964年 5 月 2 日)	1990年 4 月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2007年 8 月 株式会社ヤマシナ 入社 2008年 6 月 株式会社ヤマシナ 取締役管理本部長就任 2009年 7 月 株式会社卑弥呼 入社 2011年 6 月 株式会社卑弥呼 取締役就任 2017年11月 アスタリール株式会社 入社 執行役員管理部長 就任 2020年10月 富士化学工業株式会社 入社（転籍） 執行役員経営企画室長 就任 2021年12月 アスタリール株式会社 取締役管理部長就任 2022年 4 月 富士化学工業株式会社 執行役員企画本部長 就任 2022年12月 当社 入社、当社取締役 就任（現任） Edutech Lab, Inc. Director就任（現任） 2023年 6 月 Edutech Lab AP Limited. Director 2023年 9 月 Edutech Lab AP Private Limited.Director 就任（現任）	—
	選任理由 川瀬晴夫氏を取締役候補者とした理由は、金融業界及び上場企業を含む事業会社における豊富な経験に基づく高い専門性及び知見を有しており、昨年、当社取締役CFOに就任して以来、財務基盤及び収益基盤の回復と強化に取り組み、引き続き、当社の財務基盤の早期回復とすべてのステークホルダーからの信頼回復に向けた経営を牽引するために、取締役として適任であると判断したためであります。 （注）3 ご参照。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 (再任)	清水 仁 (1960年2月1日)	1982年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2014年5月 東西建築サービス株式会社 副社長執行役員就任 2015年5月 同社 代表取締役社長就任 2021年5月 同社 顧問 2022年12月 当社 入社、当社取締役 就任（現任） 株式会社教育測定研究所取締役 就任（現任） 株式会社教育デジタルソリューションズ取締役 就任 2023年6月 三精テクノロジーズ株式会社社外監査役 就任（現任）	—
		(重要な兼職の状況) 三精テクノロジーズ株式会社社外監査役（非常勤）	
		選任理由 清水仁氏を取締役候補者とした理由は、金融業界における豊富な経験と高い専門性だけでなく、企業経営者としての実績と知見を有しており、昨年から取締役として、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献し、また人事制度改革を主導し実現した実績から、当社の持続的な発展と適切なガバナンスに基づく経営のために、取締役として適任であると判断したためであります。 (注) 3ご参照。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社における全ての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しています。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
 - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。
3. 川瀬晴夫氏及び清水仁氏は、2022年7月29日に株式会社増進会ホールディングスとの間で締結した資本業務提携契約に基づき、株式会社増進会ホールディングスが指名する取締役候補者であります。が、当社取締役選任基準への適合性、当社の事業活動及び経営判断においては、当社は独自に意思決定を行っており、上場会社としての独立性を確保しております。

ご参考 第3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	地位	特に専門性を発揮できる領域及び経験									属性		
		企業経営	経営戦略 (企画・立案)	教育業界の知見 (技術・事業・市場)	サービス・テクノロジー開発 (ソフトウェア・AI)	マーケティング戦略・営業	海外事業・国際ビジネス	財務会計 ファイナンス・M&A	人材マネジメント	ESG・リスク管理	性別	年齢	在任年数
廣貫学	取締役	●	●	●			●	●	●	●	男性	50	3年
西田紀子	取締役	●		●	●	●	●		●		女性	48	1年 (3年10ヶ月)
川瀬晴夫	取締役	●	●		●		●	●	●	●	男性	59	1年
清水仁	取締役	●	●			●			●	●	男性	63	1年
泉谷智	社外取締役 (監査等委員)						●	●	●	●	男性	58	1年
清水恵	社外取締役 (監査等委員)		●				●	●		●	女性	55	1年 (8年)
小柴美樹	社外取締役 (監査等委員)		●					●		●	女性	55	1年 (5年)

※2023年12月22日時点。
括弧内は、グループ会社での役員又は当社監査役の在任期間も含めた年数となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、候補者につきましては、過半数を社外委員で構成する指名諮問委員会の審議を経た上で取締役会にて決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
い ま む ら た か し 今 村 敬 (1964年2月25日)	1987年9月 青山監査法人 入社 1991年7月 清明監査法人 入社 1996年7月 同法人代表社員 就任(現任) 1999年4月 公益社団法人日本歯科衛生士会監事 (非常勤) 就任(現任) 2004年6月 株式会社スイートガーデン監査役 (非常勤) 就任 2005年3月 株式会社ベネックス監査役(非常 勤) 就任 2006年9月 株式会社バーニーズ ジャパン監査役 (非常勤) 就任 2012年1月 株式会社アスプルンド監査役(非常 勤) 就任 2015年7月 株式会社ショクカイ監査役(非常 勤) 就任 2017年11月 株式会社Francfranc取締役(監査等 委員、非常勤) 就任 2018年6月 コンフェックス株式会社社外監査役 (非常勤) 就任(現任) 2019年9月 ティーキャピタルパートナーズ株式 会社監査役(非常勤) 就任(現任) 2021年12月 当社社外取締役 就任 (重要な兼職の状況) 清明監査法人 代表社員 公益社団法人日本歯科衛生士会 監事(非常勤) コンフェックス株式会社 社外監査役(非常勤) ティーキャピタルパートナーズ株式会社 監査役(非 常勤)	—

【選任理由及び期待される役割の概要】

今村敬氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等は、長年、監査法人における監査業務に携わっていることに加え、社外監査役としての豊富な経験に基づく経営及び会計分野の知見を有していることから、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただける人材と判断したためであります。

また、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 今村敬氏と当社との間には特別の利害関係はありません。また、同氏が監査等委員である取締役役に就任した際には、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

2. 今村敬氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 今村敬氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

4. 当社は、当社における全ての取締役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しています。今村敬氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することになった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。

- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。

- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

以 上

× ₴

[illegible]

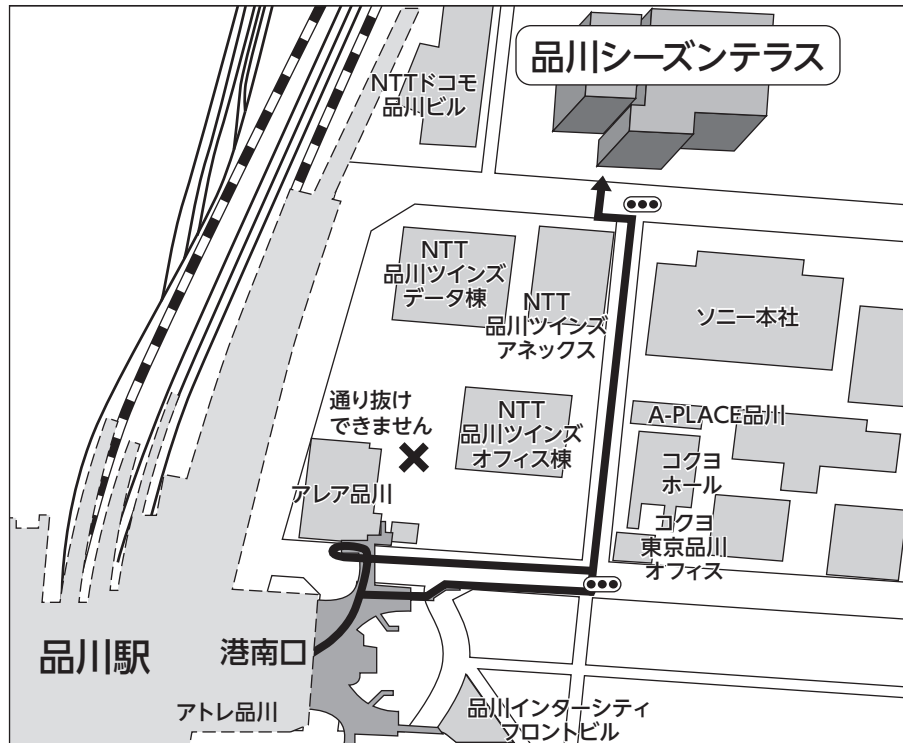
株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区港南一丁目2番70号

品川シーズンテラス3階カンファレンス

※昨年と会場を変更しておりますので、お間違えのないようご注意ください。



交 通

最寄り駅：J R品川駅港南口（東口）より徒歩9分

京浜急行電鉄品川駅高輪口より徒歩12分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。